



政府統計

国勢調査のお知らせ

5年に1度の『国勢調査』が全国で一斉に行われます

国勢調査は 統計法という法律に基づき 日本に住んでいるすべての人・世帯（外国の方を含む）に
回答の義務がある大切な調査です 必ずご回答ください

9月下旬頃
から

9月20日（土）
から
10月8日（水）
まで

調査員がみなさまのお宅を訪問し
調査書類をお配りします

調査員とは

お伺いする調査員は
非常勤の国家公務員です
もれなく・重複なく調査を行うために
訪問時に代表者の氏名を
おたずねします



調査員は以下のものを身につけています



調査員が持ち歩く
手さげ袋（見本）



調査員が身につけている
『国勢調査員証』（見本）

インターネットでの回答期間

インターネットでの回答が かんたん・便利です
令和2年国勢調査では
インターネット回答した人の98%が
「次回もインターネットで回答したい」
と答えています
※紙の調査票での回答も可能です。

利用者に
好評です！

98%



国勢調査に関することは、
『国勢調査2025キャンペーンサイト』でご覧になれます。

国勢調査2025

検索

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

連絡部署

鬼北町役場企画振興課 国勢調査担当

TEL：0895-45-1115（内線 2213）



国勢調査の結果は 何に使われるの？



国勢調査は 国や地方公共団体だけではなく みなさまの身近な暮らしに使われている 最も重要な統計調査です

調査の結果は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成（高齢者のいる世帯など）、産業別の人口などの統計は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

子育て支援にも
利用されているのね。



少子高齢社会の実態も
わかるのね。



地震や大雨の時の
避難所をつくるにも、
正確なデータが必要なんです！



新しくコンビニを
つくる時にも、
データを活用しています！



回答の手順など詳しくは
調査員が後日配布する封筒
『国勢調査のお願い』をご確認ください



個人情報 は 厳格に保護されます

- 国勢調査では、「統計法」によって厳格な個人情報保護が定められています。
また、調査に従事する者（調査員、地方公共団体の職員など）には、守秘義務が課せられています。
- インターネット回答中の通信は、すべて暗号化（SSL/TLS方式）されています。
また、不正アクセス防止の対策を24時間行っています。



国勢調査をよそおった詐欺（さぎ）や不審な調査にご注意ください

- 国勢調査では、金銭を要求することはありません。
また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- 国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。
不審に思った際には、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。
- 調査員は、その身分を証明する『国勢調査員証』を携帯しています。
※一部の地域では、調査員業務を「建物を管理する事業者等」に委託しており、『国勢調査業務委託証明書』を携帯しています。

国勢調査をよそおった詐欺や 不審な調査にご注意ください

9月下旬頃から調査員が世帯を訪問し、調査書類を配布します。

○国勢調査では、

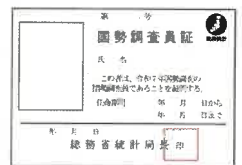
- ・金銭を要求すること
 - ・銀行口座の暗証番号、クレジットカード番号を聞くこと
 - ・年収、預金額などの資産状況等を聞くこと
- は、絶対にありません！

○国勢調査員は、その身分を証明する 『国勢調査員証』等を携帯しています。

※一部の地域では、調査員業務を「建物を管理する事業者等」に委託しており、『国勢調査業務委託証明書』を携帯しています。



調査員が持ち歩く
手さげ袋（見本）



調査員が身につけている
『国勢調査員証』（見本）

○インターネットで回答する際は偽サイト等にご注意ください！

- 調査をよそおった不審なメールやウェブサイトには、返信・アクセスしないでください。
- 回答は、調査書類に記載のQRコード又はこちら
(<https://www.e-kokusei.go.jp/>)からアクセスをお願いします。
- 調査の詳細は国勢調査2025キャンペーンサイトをご確認ください。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です

○不審に思った際は、回答しないで速やかにお住まいの市区町村に お知らせください。

○具体的な被害の相談については、以下に相談を！

- 最寄りの警察署又は警察相談専用電話(☎#9110)
- サイバー事案に関する相談窓口
(<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>)

○消費者庁、国民生活センターからの注意喚起もご参照ください。

- 消費者庁からの注意喚起
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_017/)
- 国民生活センターからの注意喚起
(https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250902_1.html)



総務省統計局・都道府県・市区町村



警察庁
National Police Agency